

結果の詳細

※調査票の記述に加え、聞き取りによる内容を併せて記載

※人口比率は、島根県の推計人口（令和6年5月1日現在）から算出

1. 統計調査員確保について（現状）

	回答市町村数	回答市町村名	回答市町村の合計人口(人)	人口比率
1. 十分確保できている	0	-	-	-
2. 苦労しているが、民間調査員を確保できている	5	江津市、美郷町、津和野町、吉賀町、知夫村	37,576	5.8%
3. 確保できていないため、他の手段で対応している	14	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村	606,234	94.2%

※他の手段で最も多のが行政職員で14市町村、次いで自治会（町内会）等が9市町村

<行政職員（市役所・町村役場）が調査員になる場合の問題点>

- 通常業務を行った上で休日や時間外を使って調査するため職員に過重な負担がかかる
- 十分な調査時間がとれず、調査世帯に会える機会が少なくなり、結果として回収率も低くなる
- 兼業申請や許可証の発行など、人事上の煩雑な手続きが必要となる

<自治会（町内会）が調査を担う場合の問題点>

- 自治会の方も普段仕事をされているので、調査に割ける時間が少ない
- 統計調査だけでなく、地域内の他の役割も担っておられるため負担が大きい
- 所属する地区以外は敬遠され、引き受けてもらえない
- 一つの調査区に複数の自治会が混在するために、調査員を複数置かなければならないケースがある
- 自治会役員も担い手不足と高齢化が進んでいる

2. 過去の調査での確保状況について

- 過去4年間の調査で不足があったのは、14市町村
- このうち、松江市が最も深刻で、令和2年国勢調査は1,213人の調査員が必要とされたが、確保できたのは107人のみで、1,106人が不足した。このうち849人を市役所職員や自治会（町内会）、業務委託など他の手段で対応した。また、通常ひとり1～2調査区担当するところを、3調査区以上担当した例もあった

3. 過去の調査での任期中の中途辞退者について

- 過去4年間の調査で任期中の中途辞退者があったのは、12市町村
- このうち、中途辞退者が最も多かったのは令和2年国勢調査の益田市40人、次いで隠岐の島町18人
- 辞退理由は「体調不良」が大半を占めた

4. 統計調査員確保の将来見込みについて

		回答市町村数	回答市町村名	回答市町村の合計人口(人)	人口比率
令和7年 国勢調査	1. 確保できる見込み	3	美郷町、津和野町、知夫村	10,774	1.7%
	2. 確保に苦労することが予想されるが、他の手段で対応できる見込み	13	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、奥出雲町、飯南町、川本町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、隠岐の島町	380,413	59.1%
	3. 国が想定する配置基準では確保することが困難	3	松江市、江津市、雲南市	252,623	39.2%
令和12年 国勢調査	1. 確保できる見込み	2	津和野町、知夫村	6,843	1.0%
	2. 確保に苦労することが予想されるが、他の手段で対応できる見込み	3	美郷町、海士町、西ノ島町	8,779	1.4%
	3. 国が想定する配置基準では確保することが困難	14	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、邑南町、吉賀町、隠岐の島町	628,188	97.6%

※国勢調査は、統計法第5条の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査。国の最も基本的な重要な統計調査として大正9年の第1回調査以来、5年ごとに実施されており、島根県内で約4,500人、全国で約70万人の調査員が必要と見込まれる

5. 統計調査員確保について、独自に取り組まれていること

- ・パンフレット・チラシ配布（調査員協議会の総会、役所OB・OG、公民館など）
- ・登録調査員からの紹介
- ・市の広報誌へ掲載
- ・ケーブルテレビの情報番組に出演して情報発信
- ・統計調査員協議会の総会において紹介を依頼
- ・前回調査の調査員に打診
- ・役場OB・OGへ重点的に依頼、商工会・漁協等関係機関にも依頼

6. 現状の統計調査の課題、7. 島根県や国に対しての要望（併せて記載）

<調査員確保>

- ・調査員の高齢化、新しい人に受けてもらえない、定着しない
- ・近年は60歳で退職する人が少なく、新しい調査員の候補者が少ない
- ・収入調整（いわゆる130万円の壁など）で調査員業務を控えるケースも見られる

- ・調査員が体調不良で業務ができなくなっても、代わりの調査員を探すのが困難
- ・国の調査であるが、市町村役場の職員を全庁的に動員しないと回らない状況なので、域内在住の国家公務員にも省庁を横断した動員をお願いできぬか

<調査業務>

- ・調査区地図のプレプリントの縮尺が小さすぎて調査に使用できない。山間地では、ほとんどの調査区を手書きで書き直す必要があり、かなりの時間を要する
- ・調査の準備段階で名簿作成のため、一軒一軒訪問して玄関先で世帯主の氏名や世帯人数を尋ねるが、調査世帯に警戒されるため、調査員の精神的負担が大きい
- ・「調査の手引」や「調査員のしごと」などの冊子を読み込んでも調査内容を完全に理解するのは容易ではないため、調査内容を工夫してほしい

<調査の依頼・調査票の配布>

- ・調査票の配布は、調査員が世帯を訪問して対面で説明することとなっているが、オートロックマンションや昼間不在の家が多く、調査世帯との面会が難しい
- ・個人情報保護意識の高まりにより、回答を拒否される世帯が増加している
- ・防犯意識の高まりにより、警戒心から、調査世帯から冷ややかな対応を受けることがある
- ・統計法第61条に報告を拒む個人や法人への罰則規定があるが、訪問先でそのような話をすればトラブルになりかねず、説得やお願いしかできない状況
- ・外国人世帯が増加しており、多言語での対応が必要

<調査票の回収>

- ・調査票の提出は、オンライン（インターネット）回答、郵送、調査員回収の3つから選べるが、オンライン回答率が低い。高齢者にオンライン回答していただくのは難しい。また、紙で調査票を渡すため、スマホを持っている人でも郵送回答をされる。オンライン回答に誘導するインセンティブがあると良い
- ・調査員は調査世帯に対し、オンラインか郵送での回答を勧める傾向にあり、郵送での回答が増えている。郵送の場合、記載の不備があってもそのまま送られるため、市町村職員が調査世帯に個別に確認する作業が発生し、大きな負担となっている

<家計調査>

- ・家計調査では、単身世帯は3ヶ月、二人以上の世帯は6ヶ月にわたり家計簿をつけていただく必要があるため、引き受けてもらうまで大変苦労する
- ・通常の家計調査は、主に県庁所在地と政令指定都市を調査するが、今年（令和6年）は5年に一度の「全国家計構造調査」があり、対象市町と世帯数を大きく広げての調査になる。島根県では13市町の1,350世帯が対象となり、そのうちの600世帯に10月、11月の2ヶ月間、家計簿作成をお願いしなければならない。調査員の精神的負担感もあり、どれだけの世帯に引き受けてもらえるのか不安に感じている

- ・現行の家計調査は、調査員が大変苦労している上に、長期にわたって家計簿をつける調査世帯の作業も膨大なものになり、双方の負担が大きい。調査方法の見直しについて早期に検討してほしい

<調査員報酬>

- ・調査員や指導員の報酬が業務に見合っておらず、安価である
- ・報酬は一定額に設定されており、熱心に何度も訪問する調査員ほど時間単価が低くなってしまう

<統計手法について>

- ・調査区地図は手作り、名簿作成のため一軒一軒訪ねて歩く、調査票は対面で手渡しするなど、現行の統計手法はアナログな作業ばかりで手間がかかるため、デジタル化を進めてほしい
- ・住民基本台帳や課税情報を活用すればわかる情報についても、何故、調査員が戸別訪問して尋ねなければならないのか、マイナンバーを活用できるようにしてほしい
- ・調査票の回収率が低く、統計結果が正確な現状を映し出せているのか疑問に感じる
- ・調査員確保は限界に来ており、「統計手法の抜本的改革」が求められる

7. 登録統計調査員について

- ・登録統計調査員制度があるのは、松江、浜田、出雲、益田、安来、江津の6市で、調査員数は出雲市が239人で最多、安来市が24人で最少だった
- ・いずれの市も65歳以上の比率が高い

8. 市町村独自の統計調査員組織について

- ・松江、浜田、出雲、安来の4市に統計調査員の協議会があり、総会や研修会などを開催

<まとめ>

防犯意識やプライバシー意識の高まりにより、一般家庭において訪問調査は「怖い」「面倒」「関わりたくない」ものになっている。調査員が戸別訪問しても、不在や居留守、回答拒否が多く、大変厳しい状況にある。その中において、ベテラン調査員は、訪問を重ねコミュニケーションをとって高い回収率を保つなど素晴らしい働きをされているが、経験の浅い調査員は回答拒否に心が折れ、「もう調査員はやりたくない」という思いが生じて来る。

市町村での調査員確保において、調査員を確保できる数はわずかで、不足分を行政職員、自治会（町内会）等で補い、さらに一人で多くの調査区を持たなければならないケースも見られる。令和12年国勢調査の調査員確保見込みでは、県内19市町村のうち、14市町村（人口比率で97.6%）が、「国が想定する配置基準では確保することが困難」と回答された。

このような状況において、基準日を決めて大量の調査員を雇い、戸別訪問して対面調査するという現行制度は、既に一部で破綻に近い状況にあり、近い将来立ち行かなくなる恐れがある。これは島根県に限った事ではなく、全国的にも同様の状況ではないかと考えられるため、全国の都道府県と連携して、国において「統計手法の抜本的改革」を検討されるよう強く求めていく。